

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成27年10月5日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人アースポイント

(2) 代表者名

河島 久恵

(3) 主たる事務所の所在地

京都市山科区西野後藤12番地5

(4) 定款に記載された目的

この法人は、会員が過去に蓄積してきた専門知識、専門技術、社会経験を活かし、障がいのある人及びその家族支援者に対して、「生産活動に関する事業」「生活全般をサポートする事業」「地域とのコミュニティの形成事業」「就労を支援する事業」を行い、障がい者福祉に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成27年9月18日

(文化市民局地域自治推進室)